

## 香川県水産試験場仮庁舎敷地内草刈除草・低木の剪定業務仕様書

- 1 件名 香川県水産試験場仮庁舎敷地内草刈除草・低木の剪定業務
- 2 業務場所 香川県高松市屋島東町 234  
香川県水産試験場仮庁舎
- 3 履行期間 令和8年6月15日から令和8年11月13日まで
- 4 業務内容
  - ・香川県水産試験場仮庁舎敷地内（添付の範囲図参照）の雑草を刈り取る
  - こと。
  - ・フェンスや庁舎際など機械使用が困難な箇所は手作業で除草し、作業困難箇所は担当職員と協議のうえ免除する。
  - ・敷地内の低木については、見栄え良く剪定を行うこと。
  - ・刈り取った雑草等は庁舎敷地南東部の指定場所まで運搬し、1か所に集積すること。
  - ・業務に必要な機材や道具等は請負業者が用意すること。
  - ・業務実施時期は7月及び10月を予定するが、雑草の成長状況や天候等により前後する場合は担当者と協議すること。
  - ・業務の手順、安全の確認・確保については、担当職員と十分に打ち合わせを行うこと。
  - ・業務の実施にあたっては、構内の各施設や職員の車等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
  - ・その他、詳細については担当職員の指示に従うこと。
- 5 成果報告 受託者は、各業務終了後、業務報告書を提出し、業務が完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する完了報告書を作成して香川県水産試験場に提出すること。